

新旧対照表

新	旧
付 則	付 則
<p>2. 「<u>強い経済</u>」を実現する総合経済対策に係る特別措置</p> <p>(1) <u>2025年11月21日</u>の閣議決定「<u>強い経済</u>」を実現する総合経済対策（以下本条では「総合経済対策」といいます。）に基づき、総合経済対策として決定された期間において、総合経済対策として決定された単価以上の最小値を調整単位料金（1立方メートル当たり）から引き下げるため、19（2）②に定めるトン当たりLNG平均価格は、別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定した値から必要な最大の金額を引き下げたものとします。</p> <p>(2) (1)によって算定されたトン当たりLNG平均価格は、当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。</p> <p>(3) (1)及び(2)は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p>	<p>2. 「<u>国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策</u>」に係る特別措置</p> <p>(1) <u>2024年11月22日</u>の閣議決定「<u>国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策</u>」（以下本条では「総合経済対策」といいます。）に基づき、総合経済対策として決定された期間において、総合経済対策として決定された単価以上の最小値を調整単位料金（1立方メートル当たり）から引き下げるため、19（2）②に定めるトン当たりLNG平均価格は、別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定した値から必要な最大の金額を引き下げたものとします。</p> <p>(2) (1)によって算定されたトン当たりLNG平均価格は、当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。</p> <p>(3) (1)および(2)は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p>